

令和2年度県民運動保険制度

県内で地域活動等をされている方で、既存の保険には入り難く、保険に加入しないで活動されている方のため、新しい保険制度を創設しました。



ボランティア団体や自治会などで年間契約の保険に加入されていない方を対象とした保険です。（年間の保険に加入されている方でも、団体や自治会以外の活動で保険が必要な場合にご利用下さい。）

また、イベントやスポーツ、レクリエーション等は民間の行事保険・レクリエーション保険等に対応できるため、地域活動等に限定した保険になっています。

1 県民運動保険制度とは

この制度は、県民が安心して県民運動に参加することができるように、茨城県が保険料を負担し、保険会社と契約を締結して運営する傷害賠償責任保険です。

2 補償の対象となる県民運動

職場や学校等の行事としてではなく、自由意志のもとに行う公益性のある地域活動が対象となります。ただし、直接的活動で、無報酬（実費弁済を除く。）のものに限定します。（研修、キャンペーン、まちづくり系イベント等は対象外です。）

制度の対象となる主な県民運動は、下表のとおりです。

地域活動	環境美化活動（ごみ拾い、除草、花壇整備）など
社会福祉活動	高齢者等の見守り・家事支援、子育て支援活動など
青少年育成活動	夜間のパトロール、子ども食堂、多世代交流活動、学習支援など
防犯・防災活動	自警団、子どもの登下校見守り活動、交通安全活動、自主防災活動

※日帰りのみ対象、宿泊は対象外

【原則として制度の対象から除く活動】

県民運動であっても、次のような場合は対象外となります。

- ①職場の勤務時間内に行われるボランティア活動
- ②学校等の監督下で行われるボランティア活動
- ③山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- ④高所での枝打ち作業やチェーンソー等を使用した作業など、危険度の高い機材を使用した活動
- ⑤銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ⑥スポーツ、文化、レクリエーションなどの特定の目的で行う継続的な組織の活動
- ⑦個人の趣味や懇親を目的としたサークル活動
- ⑧政治・宗教・営利を目的とする活動
- ⑨年間のボランティア保険・自治会保険等の給付が受けられる活動

3 補償の対象となる方

上記2の県民運動の参加者

任意のグループで実施したり、主たる目的が県民運動以外の団体で特定の日だけ県民運動に参加したりする場合でも対象となります。

職場や学校、継続した活動を行う団体の活動は、労災保険、学校災害共済、年間のボランティア保険等に対応することが適当と考えられるため、原則として対象外

です。

ただし、それらの団体のメンバーで任意に活動を行う場合（労災保険等が対象外の場合）については、対象となります。

活動地域が県内であれば、県内に住所を有しない方でも対象となります。

4 補償内容

(1) 賠償責任補償

損害賠償の内容は次のとおりで、支払い限度額は下表のとおりです。

ア 治療費，休業補償，慰謝料等の損害賠償金

イ 損害の防止または軽減のために支出した費用

ウ 訴訟，仲裁，調停等にかかる費用で保険会社の承認を得たもの

	支払い限度額		免責金額
身体賠償	1名につき	1億円	なし
	1事故につき	3億円	
財物賠償	1事故につき	100万円	なし

(2) 傷害補償

傷害事故の補償の種類は次のとおりで、保険金は下表のとおりです。

ア 死亡補償・・・当該事故の日から180日以内に死亡したとき

イ 後遺障害補償・・・当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき

ウ 入院補償・・・当該事故の日から180日を限度とする

エ 通院補償・・・当該事故の日から180日間のうち90日を限度とする

※1 後遺障害が発生した場合は、その程度に応じて死亡保険金額の一定割合を支払います。

※2 通院されない場合であっても、骨折・脱臼・靭帯損傷等のケガされた部位を固定するため、医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について入院したものとみなします。

5 保険料

無料（ただし、実施日の概ね1週間前までに申込が必要です。）

お申込み時に人数が確定していなくてもお申込み可能です。ただし、当日に参加者全員（主催者，スタッフ含む）の氏名（フルネーム）が記載された名簿を作成いただくことが必要です。

6 申込等の手続き

申込方法等は以下のとおりです。詳細は茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協

働課HPをご確認下さい。

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/hoken.html>

(1) 茨城県県民運動保険制度申込書の提出

①原則として、「いばらき電子申請・届出システム」から申請してください。

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13601

「いばらき電子申請・届出システム」のご利用にはユーザー登録が必要となりますので、申請前に以下のサイトで登録してください。

<https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/profile/inputUser.action>

②インターネット利用環境のない場合は、郵送又は持参により、下記まで申込書を提出してください。(郵送又は持参の場合は、押印が必要です。)

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 県庁 12 階北側

茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課

(2) 申込書の受理について

申込書の提出後、担当者が上記2及び3の基準を満たしているか審査し、基準を満たしている場合のみ受理します。申込完了は、県から受理の通知が届いた時点になります。

(3) 実績報告書(参加者名簿)の提出

当日に参加者全員の名簿を作成し、遅滞することなく提出して下さい。

①「いばらき電子申請・届出システム」から電子ファイルで提出

紙ベースで作成し、スキャン又は写真でご提出頂けます。

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10472

②インターネット利用環境のない場合は、FAX、郵送又は持参により提出することも可能です。提出先は申込書の提出先と一緒です。

※名簿の提出がなかったり、遅くなったりすると、保険の給付が受けられなくなる場合があります。

(4) 事故報告書の提出

もし事故等があった場合は、茨城県が指定する保険会社のコールセンターに電話連絡のうえ、保険会社の指示に従って下さい。

損保ジャパン事故サポートセンター 0120-727-110

「お問い合わせ先」

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 多文化・協働グループ

TEL 029-301-2175

FAX 029-301-2190